仕 様 書(案)

1 目 的

清掃業務の目的は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関連法令に基づき、生活環境の汚れや不要なものを取り除き、建物及びその周辺の衛生的環境等を良好に維持し、常に清潔な状態を保つために行うものである。

受託者は、業務の目的を十分理解し、常に清潔な状態を保つように努めること。

2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃」とは、1日~週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、月、年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (3) 「日常巡視清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ 収集等を行う作業をいう。
- (4) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の 床をいう。
- (5) 「硬質床」とは、磁器質タイル、石、モルタル、コンクリート、レンガ等の床をいう。
- (6) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (7) 「衛生消耗品」とは、トイレットペーパー、水石鹸等をいう。
- (8) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

3 周期の表記

清掃周期の表記は、次による。

- (1) 「ID」は1日に1回、「2/D」は1日に2回とする。ただし、2回目は日常巡視清掃とする。
- (2) 「1W」は1週間に1回、「2W」は2週毎に1回、「3/W」は1週に3回とする。
- (3) 「1M」は1月毎に1回、「4M」は4月毎に1回、「2/M」は1月に2回とする。
- (4) 「1Y」は1年に1回とする。「2/Y」は1年に2回、同様に「3/Y」は1年に3回とする。

4 業務内容と業務時間

- (1) 日常清掃は、別紙「(共通)清掃作業基準」及び「清掃作業明細表」基づき実施すること。
 - ① 特別の場合を除き、土曜日、日曜日、祝日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12/29~1/3)を除く毎日実施する。
 - ② 作業時間は、開庁時刻から午後2時までの間に実施する。ただし、時間外の日常清掃は、施設主管課と協議の上実施すること。
- (2) 定期清掃は、別紙「(共通) 清掃作業基準」及び「清掃作業明細表」基づき実施すること。 作業は執務時間外作業とし、事前に提出した業務予定表に基づき実施すること。ただし、 外来者及び職員の執務に影響を及ぼさない作業については、施設主管課の許可を得て執務 時間内に実施することができる。

作業方法及び工程については、事前(前月末まで)に作業計画書を作成し、施設主管課 へ提出すること。作業計画書の作成にあたっては、設備機器等の点検保守業務との調整を 図るとともに、電話、通信、電気等のケーブルや設備機器に支障を与えないように注意す ること。

(3) ごみの収集作業及び廃棄物の搬出・処分

日常清掃業務において集積されたごみの建物外搬出は、必要の都度行い、市民及び職員に不快感を与えないようにすること。

5 清掃業務の範囲と頻度

- (1) 清掃の対象となる部分は、各施設 「清掃作業明細表」による。
- (2) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - ① 家具、什器等があり清掃不可能な部分
 - ② 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
 - ③ 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合

6 清掃業務従事者

- (1) 建物内の日常清掃作業を行うため、適正な人員を配置すること。
- (2) 建物の定期清掃作業を行うため、必要となる人員を臨時に配置すること。この場合において、日常清掃業務に支障のないときは、日常清掃業務従事者からこれに充てることができるものとする。
- (3) 業務に必要な作業服装は統一し、名札を付け見分けを容易にすること。

7 一般的注意事項

- (1) 清掃業務遂行中に生じた業務にかかわりのある事故の責任は、すべて受託者に帰し、これに要する費用は一切受託者の負担とする。
- (2) 電気室・機械室等の内部立入は、原則禁止とする。ただし、施設主管課が承認した場合はこの限りでない。
- (3) 施設主管課は、業務実施内容が契約書及び仕様書に適合しないと認めたときは、受託者に対してその業務の内容変更及び作業の手直しを命ずることができる。
- (4) 業務中は、施設主管課との連携を密にする。また、本業務明細書に定めない事項については、施設主管課と受託者で協議して定める。

8 使用資機材の報告及び保管

- (1) 清掃業務に使用する洗剤、剥離剤、樹脂ワックス等は、良質なもの(可能な限り低 VOC 製品を使用することに努めること)を使用すること。
- (2) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設主管課から指示された場所に整理して 保管すること。
- (3) 定期清掃のみに使用する資機材は、原則として作業終了後持ち帰ること。
- (4) 施設主管課は、トイレットペーパー、水石鹸等の必要な消耗品を現物支給する。これ以外 の業務上必要な資機材は、受託者において負担するものとする。

別紙 (共通) 清掃作業基準

作業項目	作業内容	備考
(1) 弾性床の清掃		
1. 除塵		
a 自在ほうき又はフロアダ	隅は自在ほうき、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、	
スターによる除塵	集めたごみは所定の場所に搬出する。	
b. 真空掃除機を併用する除	隅は真空掃除機、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、	
塵	集めたごみは所定の場所まで搬出する。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。	
b. 全面水拭き	床全面をモップで水拭きする。	
3. 補修		
a. 空バフィング	汚れの目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バ	
	フィングし、汚れを除去する。	
b. スプレーバフィング	①汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)	
【スプレークリーニング】	を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合	
	は、適正に希釈した表面洗浄剤を用いる。	
	②削り取られたかすを取り除き、スプレーバフィングを行った箇所を水	
	拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	
4. 洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのある	
a. 表面洗浄	コンセント等は、適正な養生を行う。	
	②床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」による。	
	③床面に適正に希釈した表面洗浄剤をむらのないように塗布する。	
	④洗浄用パッド (赤) を装着した床磨き機で、被覆表面の汚れを洗浄す	
	ప 。	
	⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。	
	⑥2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させ	
	る。水拭き作業は、2. 「水拭き」b. による。	
	⑦樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分	
	に乾燥する。	
	⑧樹脂製維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。	
	⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	

作業項目	作業内容	備考
b. 表面剥離	①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのある	
	コンセント等は、適正な養生を行う。	
	②床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」により行う。	
	③剥離用パッド(黒)を装着した床磨き機で洗浄する。	
	④吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。	
	⑤剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。	
	⑥床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。	
	⑦吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。	
	⑧3 回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥さ	
	せる。水拭き作業は、2. 「水拭き」b. により行う。	
	⑨樹脂床繊維剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗り	
	し、十分に乾燥した後塗り重ねる。	
	⑩樹脂床維持の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回(格子	
	塗り) とする。	
(2) 硬質床の清掃		
1. 除塵		
a 自在ほうき又はフロアダ	(1)弾性床の清掃 「1.除塵」a.による。	
スターによる除塵		
b. 真空掃除機を併用する除	(1)弾性床の清掃 「1.除塵」b.による。	
塵		
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	(1)弾性床の清掃 「2. 水拭き」a. による。	
b. 全面水拭き	(1)弾性床の清掃 「2. 水拭き」b. による。	
3. 補修	(1)弾性床の清掃 「3.補修」b.による。	
4. 洗浄		
a. 表面洗浄(床保護材が塗	(1)弾性床の清掃 「4.洗浄」a.による。	
布されている場合)		
b. 一般床洗浄	①椅子等軽微な什器の移動を行う。	
(床保護材が塗布されて	②床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」による。	
いない場合)	③床面に適正に希釈した表面洗浄剤をむらのないように塗布する。	
	④洗浄用パッド又はブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。	
	⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。	
	⑥2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に	
	乾燥させる。水拭き作業は、2. 「水拭き」b. による。	

	⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	
作業項目	作業内容	備考
(3) 繊維床の清掃		
1. 除塵		
a. 真空掃除機による除塵	真空掃除機で吸塵する。	
b. カーペットスイーパーに	床表面の粗ごみをカーペットスイーパーで回収して除塵する。	
よる除塵		
2. しみとり	しみの性質と繊維素材に適したしみとり剤(水溶性又は油溶性)を用	
	いて、しみを取る。	
3. 補修	バフィングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。	
【スポットクリーニング】		
4. 洗浄	カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。	
【全面クリーニング】		
(4) 玄関ホールの日常清	· 特掃	
a. フロアマット(除塵)	真空掃除機で吸塵する。	
b. 扉ガラス(部分拭き)	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	
c. 什器備品(除塵)	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
d. ごみ箱(ごみ収集)	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭	
	きをする。	
e. 金属部分(除塵)	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
(5) 玄関ホールの定期清	· 持掃	
a. 壁(除塵・部分拭き)	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。汚れた部分は、水又は適正	
	洗剤を用いて拭く。	
b. 扉ガラス(全面洗浄)	ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去	
	する。	
c. 什器備品(拭き)	タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。	
d. 照明器具(拭き)	適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げ	
	る。汚れが落ちない部分は、さらに適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭	
	きする。	
e. 吹出口及び吸込口 (拭き)	①吹出口、吸込口下の床面を養生する。	
	②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。	
	③吹出口、吸込口、風量調整器(シャッター)及びその周辺の汚れを、	
	適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	

作業項目	作業内容	備考	
(6) 便所、洗面所及び湯	(6) 便所、洗面所及び湯沸室の日常清掃		
a. ごみ箱(ごみ収集)	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭		
	きをする。		
b. 扉(部分拭き)	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。		
c. 洗面台及び水栓(拭き)	スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。		
d. 鏡(拭き)	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		
e. 衛生陶器(洗浄)	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。		
f. 衛生消耗品(補充)	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。		
g. 汚物容器(汚物収集)	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾		
	拭きする。		
h. 流し台(洗浄)	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。		
i. 厨芥容器(厨芥収集)	厨芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄する。		
(7) 便所、洗面所及び湯	・ 湯沸室の定期清掃		
a. 壁(除塵・部分拭き)	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。汚れた部分は、水又は適正		
	洗剤を用いて拭く。		
b. 照明器具(拭き)	適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げ		
	る。汚れが落ちない部分は、さらに適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭		
	きする。		
c. 吹出口及び吸込口 (拭き)	①吹出口、吸込口下の床面を養生する。		
	②吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。		
	③吹出口、吸込口、風量調整器(シャッター)及びその周辺の汚れを、		
	適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。		
d. 換気扇(拭き)	①換気扇下の床面を養生する。		
	②換気扇及びその周辺を除塵する。		
	③換気扇及びその周辺の汚れを、適正洗剤を用いて除去し、水拭きして		
	仕上げる。		

Т

Т

作業項目	作業内容	備考	
(8) エレベーターの日常	(8) エレベーターの日常清掃		
a. 壁、扉、操作盤	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭く。		
(部分拭き)			
b. 屝溝(除塵)	真空掃除機で吸塵する。		
(9) エレベーターの定期	(9) エレベーターの定期清掃		
a. 壁、扉、操作盤	適正洗剤で吹き上げた後、水拭き又は乾拭きする。		
(全面拭き)			
b. フロアマット	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。		
	適正洗剤を用いる場合は、水で洗剤を除去した後、十分に乾燥させる。		
(10) ごみ収集作業			
a. 中継コンテナの配置	定められた時間に、館内の指定位置に中継コンテナを配置する。		
b. ごみ置き場までの運搬	中継コンテナに集められたごみは、ごみ置き場まで運搬する。		
c. 分別・梱包	集められたごみは、種類ごとに分別し、適当な分量に梱包する。		
(11) 窓ガラスの定期清:	(11) 窓ガラスの定期清掃		
作業資格高所作業	車等を使用する場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者	を配置する。	
作業内容 (a)窓ガラン	ス (定期清掃) の作業項目及び作業内容は、a による。		
(b) 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵			
によってす	も傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液	変を十分塗布して	
からスクィ	イジー操作又は作業を行う。また、金属皮膜は、強酸性洗浄液や強アルカリ	」性洗浄剤等に影	
響を受ける	るので、水又は中性洗剤を使用する。		
(c) 飛散防	止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、(b) による		
a. 窓ガラス(洗浄)	①ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジ		
	ーで汚水を除去する。		
	②ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。		
	③ガラス面回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサ		
	ッシ全体の清拭は含まない。		
(12) 外部建具の定期清掃			
a. 通常の汚れ(洗浄)	①刷毛又は真空掃除機等で、建具の表面や溝の除塵を行う。		
	②適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。		
	③タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。		

作業項目	作業内容	備考
b. 著しい汚れ (洗浄)	①刷毛又は真空掃除機等で、建具の表面や溝の除塵を行う。	
	②適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。	
	③タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	
(13)玄関周りの日常清掃		
a. 床 (除塵)	自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	
(水拭き)	汚れの目立つ部分を、モップで水拭きする。	
(14) 玄関周りの定期清掃		
a. 床 (洗浄)	洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。	
(15)構内通路、駐車場の日常清掃		
a.床(拾い掃き)	巡回して、粗ごみを拾う。	